ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項の失業等給付又は同法第六十一条の六第一項の育児休業給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。） ［へ・ト　略］	ホ　当該届出に係る被扶養者に係る雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報（以下「失業等給付関係情報」という。） ［へ・ト　同上］
第四十一条　法別表第二の七十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　雇用保険法第十条の三第一項（同法第六十一条の六第二項において準用する場合を含む。）の未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付又は育児休業給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報 二　雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の対象家族（雇用保険法第六十一条の四第一項の対象家族をいう。）に係る住民票に記載された住民票関係情報	**第四十一条**　法別表第二の七十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 一　雇用保険法第十条の三第一項の未支給の失業等給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者又は死亡した当該請求に係る未支給の失業等給付の支給を受けるべき者に係る住民票に記載された住民票関係情報 二　雇用保険法第六十一条の六第一項の介護休業給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の対象家族（雇用保険法第六十一条の六第一項の対象家族をいう。）に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第三十一号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第十一号）の施行に伴い、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）	（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）
第三条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。 ［表略］	**第三条**　市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。 ［表同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。